

ほくでん光 ハイスピードプラン 基本説明事項

電気通信事業法に係る基本説明事項を記載しております。
ほくでん光 ハイスピードプラン重要事項説明書とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。
※ 本基本説明事項は、2024年7月16日以降に「ほくでん光 ハイスピードプラン」をご契約されるお客さま向けの説明事項です。

◆サービス提供事業者およびお問い合わせ先

電気通信事業者	北海道電力株式会社 ＜届出番号（電気通信事業者）：J-1-718＞ 札幌市中央区大通東一丁目2番地	（お問い合わせ先） ほくでん光サポートセンター（0570-032-108） 受付時間：10時～20時（年末年始は除く）
---------	---	---

◆サービスに関する基本説明事項

サービス名	ほくでん光 ハイスピードプラン	
サービス	FTTHアクセス回線サービスおよびこれを用いたインターネット接続サービス ※ ほくでん光 ハイスピードプランでは、MAP-E方式のIPv4 over IPv6接続を提供いたします。	
サービス品質	下り最大10Gbps／上り最大10Gbps ※ 「10Gbps」という通信速度は、ネットワークから宅内終端装置へ提供する技術規格上の最大速度です。本技術規格において、通信品質確保などに必要なデータが付与されるため、実際の通信速度の最大値は、技術規格上の最大値より十数%程度低下します。また、お客さまのご利用環境（端末機器の仕様など）や回線の混雑状況などにより大幅低下することがあります。	
サービス提供エリア	本プランの提供エリアは、北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）所定のウェブサイトにて定めたとおりです。	
その他の利用制限	□ サービス提供エリア内であっても、お申込み状況、設備状況などの調査結果によりサービスが提供できないことがあります。 □ ご利用場所の状況により、お申込み時に選択された回線タイプと、実際に開通した際の回線タイプが異なる場合があります。その場合、お申込み受付時にご案内した料金と実際のご請求金額が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 □ 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。 □ 通信時間が一定時間を超え、またはその通信容量が一定容量を超え、またはその通信を制限、または切断することがあります。 □ 当社は、お客さまの利用の公平を確保し、ほくでん光 ハイスピードプランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行なわれる通信について速度や通信量を制限することがあります。 □ 停電時、障害発生時等の場合には、ほくでん光 ハイスピードプランをご利用いただけません。 ＜ご利用機器条件＞ □ ほくでん光 ハイスピードプランのご利用には、「v6プラス」対応かつ「10ギガ」対応ルーター機器が必要となり、次のいずれかの方法でご準備していただきます。 ① お客さまご自身で費用負担し、市販ルーターをご用意いただく方法 ② 当社が貸与する方法 ③ ほくでん光でんわの契約にもとづき、当社が貸与する光電話対応機器（ホームゲートウェイ）をご利用いただく方法 ※ 「v6プラス」は、株式会社JPIXの登録商標です。 □ お客さまご自身でご用意された市販ルーターの故障および不具合等はお客さまご自身で対処いただくものとし、各種費用についてはお客さまご自身で負担いただきます。 ＜転用・事業者変更（転入）時のご注意事項＞ □ NTT東日本とフレッツ光契約を締結しているお客さまが、転用により ほくでん光 ハイスピードプランへ契約を切り替える場合で、NTT東日本へ開通工事費用を分割払いしており、ほくでん光 ハイスピードプランの提供開始日時点において、すべての分割払い金のお支払いを完了していないとき、その未払いの分割払い金に係る債権を当社がNTT東日本より譲り受けるとともに、すべての期限の利益を放棄いただくことで直ちに支払義務が発生し、当社よりその全額について一括で請求することに同意していただきます。また、当該債権がほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款にもとづき取り扱われることについても、あわせて承諾していただきます。 □ 転用・事業者変更（転入）に伴い、NTT東日本や変更前の事業者が提供する一部のサービスがご利用いただけなくなる場合があります。	
料金	基本月額料金	ほくでん光 ハイスピードプラン基本月額料金 6,500円/月（税込）
	契約初期に生じる料金	契約事務手数料3,300円（税込） ※ ほくでん光 ハイスピードプランをお申込みされる場合や、契約中のお客さまがコース変更・タイプ変更・速度変更・配線方式変更・移転をお申込みされる場合に契約事務手数料を申し受けます。

	その他の 経費	□ 開通工事の新設工事費は次のとおりです。 ① 派遣工事で屋内配線を新設する場合：新設工事費22,000円（税込）を30回の分割払いにてお支払いいただきます。（1回目から29回目の分割払い額：733円/月（税込）、30回目の分割払い額：743円/月（税込）） ② 派遣工事で屋内配線を新設しない場合：新設工事費11,600円（税込）を30回の分割払いにてお支払いいただきます。（1回目から29回目の分割払い額：388円/月（税込）、30回目の分割払い額：408円/月（税込）） ③ 無派遣工事の場合：新設工事費3,300円（税込）を一括払いにてお支払いいただきます。 □ 各分割払い額または一括払い額は、ほくでん光 ハイスピードプランの提供開始日が属する月（以下「提供開始月」といいます。）以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ※ お客さまのお申込み内容やご利用状況によって、別途追加工事費が発生する場合があります。
料金	料金割引・ 割引条件	新設工事費相当額割引 【割引内容】派遣工事かつ屋内配線を新設する場合　：割引適用1か月目から29か月目 733円/月（税込） 割引適用30か月目まで 743円/月（税込） 派遣工事かつ屋内配線を新設しない場合：割引適用1か月目から29か月目 388円/月（税込） 割引適用30か月目まで 408円/月（税込） 【割引期間】新設工事費の分割払いが開始する月を1か月目として30か月目まで 【適用範囲】基本月額料金から割引 【提供を受ける条件】ほくでん光 ハイスピードプランの新設工事費が発生する場合で、当該工事が派遣工事であり、ほくでん光 ハイスピードプランの提供が開始されること ※ 新設工事費相当額割引は、過去に同一場所でほくでん光 ハイスピードプランをご利用されている場合、適用対象外となります。 ※新設工事費相当額割引の詳細は、ほくでん光 ハイスピードプラン重要事項説明書をご確認ください。
契約解除・契約変更の 連絡先および方法		ほくでん光サポートセンター（0570-032-108）までご連絡ください。 ※ 解約は、「ほくでん光」解約のお申込みフォーム（https://req.qubo.jp/hepco_newplan/form/internetcancel）でも受付しております。後日お電話にて解約手続きをいたします。お電話が繋がらない場合、解約手続きは完了いたしません。
契約解除・ 契約変更の 条件等	期間拘束・ 自動更新等 の条件	【契約期間・自動更新】ほくでん光 ハイスピードプランの契約期間は、提供開始月から起算して3年間です。お客さまが契約期間満了月から起算して3か月の間（以下「更新期間」といいます。）に解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、3年間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されます。 【契約解除料】契約期間中にお客さまが解約される場合および当社が契約の解除を行なう場合（お客さまの責めとならない理由による場合を除きます）は、原則として、契約解除料をお支払いいただきます。ただし、お客さまが引き続き転居先で当社のインターネットサービスを契約される場合、お客さまが初期契約解除による解除を行なう場合、解除を更新期間内に行なう場合、解除を契約成立日からサービス開始日の前日までに行なう場合等当社が約款で定める事由に該当するときは、当社は契約解除料を申し受けません。 【更新期間】更新期間は、契約期間満了月、契約期間満了月の翌月および契約期間満了月の翌々月といたします。
	解約時に 生じる費用	□ 契約解除料：6,500円（税込） □ 工事費の分割払い期間（30か月の分割払い）中に解約される場合は、お支払いいただいていない工事費の残債額を一括で請求いたします。 □ 解約月の基本月額料金は、解約日にかかわらず1か月分といたします。 □ 事業者変更により ほくでん光 ハイスピードプランを解約される際、お客さまの要望に応じ当社に作業等が発生した場合には、事業者変更（転出）事務手数料3,300円（税込）を請求いたします。 □ 「v6プラス」対応かつ「10ギガ」対応ルーター機器を当社が貸与する場合で、解約時にご返却がないときは、機器損害金をお支払いいただく場合がございます。機器損害金については、別途算定する実費といたします。 ※ 「v6プラス」は、株式会社JPIXの登録商標です。
初期契約解除に関する 事項		□ 契約締結後書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行なうことができます。この効力は、お客さまが書面を発送した時に生じます。詳細は、「開通のご案内」（契約締結後書面）および ほくでん光 ハイスピードプラン重要事項説明書に記載しております。 □ 初期契約解除制度により本契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんのであらかじめご了承ください。これまで利用されていた他社サービスのご利用を希望される場合はお客さまご自身でのお手続きが必要となります。その際、開通工事や初期費用が必要な場合や特典・ポイント等の各種サービスが継続されない場合があります。
他業種の契約に関する 事項		当社の電気・ガス等のサービスについて、電気通信役務契約の解除に伴い自動的に解約とならないため、それぞれについて解約のお手続きをお願いいたします。
定型約款について		ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款およびほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン料金割引等に関する規約（以下「約款等」といいます。）を契約の内容といたします。 また、約款等を変更する場合は、事前に約款等の変更に関する周知事項を当社所定のウェブサイト等に掲載いたします。

（2024年7月16日現在）

ほくでん光 ハイスピードプラン 重要事項説明書

お客さまが、北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）に ほくでん光 ハイスピードプランのお申込みをしていた
だくにあたり、当社が電気通信事業法にもとづき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な契約条件は次のとおりです。
なお、契約内容の詳細は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款および ほくでん光 ハイ
スピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン料金割引等に関する規約（以下「約款等」といいます。）に定めます。

サービス名称：ほくでん光 ハイスピードプラン

サービス提供者：北海道電力株式会社＜届出番号（電気通信事業者）：J-1-718＞

サービス内容：FTTHアクセス回線サービスおよびこれを用いたインターネット接続サービス

※ IP電話サービスは別途有料オプションサービスとなります。

■お問い合わせ先

ほくでん光サポートセンター（0570-032-108） 受付時間：10時～20時（年末年始は除く）

■個人情報の取扱いについて

1. 当社は、次のとおり、業務の遂行上必要な範囲でお客さまの個人情報を他の事業者等へ提供いたします。
 - (1) 当社は、ほくでん光 ハイスピードプランを提供する目的でNTT東日本との間でお客さまに関する情報を相互に
通知いたします。
 - (2) 当社は、協定事業者または特定事業者から請求があった場合、お客さまの氏名、住所および通信履歴等を、そ
の協定事業者または特定事業者に通知することがあります。
 - (3) 当社は、通信履歴等のお客さまに関する情報を、当社の委託によりほくでん光 ハイスピードプランに関する業
務を行なう者に通知することがあります。
 - (4) 当社は、当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社がお客さまの氏名、住所および契約者回線等番号
等、料金の請求に必要となる情報を当社が指定する事業者に通知することがあります。
 - (5) 当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社が指定する事業者が、そのほくでん光 ハイスピードプラン
に係る支払状況等の情報を当社に通知することがあります。
 - (6) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求もしくは命令によりその情報の開示が要求された
場合、当社またはNTT東日本が通信履歴等のお客さまに関する情報を、その請求元機関へ開示することがあり
ます。
2. 当社は、ほくでん光 ハイスピードプランを提供するにあたり取得する個人情報について、下記に掲げる事業におい
て、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケート
の実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令によ
り必要とされている業務その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。
 - (1) 電気事業
 - (2) 電気機械器具の製造、修理、販売および賃貸
 - (3) 蒸気、温水などによる熱供給事業
 - (4) ガス供給事業
 - (5) 不動産の売買、賃貸および管理
 - (6) 情報処理、情報提供サービス事業および電気通信事業法に定める電気通信事業
 - (7) 石炭灰などの電力副産物およびそれを原材料とする製品の製造、販売
 - (8) 建設工事の調査、設計および施工監理
 - (9) 金銭の貸付
 - (10) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
 - (11) 前各号に附帯関連する事業

■契約約款について

「ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款」および「ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン料金割引等に関する規約」をお読みいただき同意のうえ、お申込みください。約款等は当社所定のウェブサイトでご確認いただけます。

■契約締結後書面について

- ・ ご契約成立後、「開通のご案内」（以下「契約締結後書面」といいます。）を交付いたします。
- ・ 当社へ新たにほくでん光 ハイスピードプランをお申込みされた場合および ほくでん光 ハイスピードプランをご利用中のお客さまが契約を変更し、または当社が契約を変更・更新（契約内容に変更がある場合に限りです。）した場合に、電気通信事業法の定めにより当社が行なう契約締結後書面の交付の方法は、「電磁的方法による交付」と「紙面での交付」があり、いずれかの方法を契約のお申込み時に選択いただきます。なお、お客さまが電磁的方法による交付を選択された場合でも、当社が必要と判断したときは、書面による交付を行なうことがあります。
- ・ 電磁的方法による交付をご希望の場合は、SMSを含む電子メールの送信またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により交付いたします。
- ・ 紙面での交付をご希望の場合は、設置先住所または書類送付先住所宛てに契約締結後書面をお送りいたします。

■サービス内容について

- ・ ほかでん光 ハイスピードプランは、NTT東日本から卸電気通信役務の提供を受けるIP通信網を用いたFTTHアクセス回線サービスおよび当社が提供するインターネット接続サービスです。
- ・ ほかでん光 ハイスピードプランは、次の3つのお申込み方法にてご利用できるサービスです。
 - ① ほかでん光 ハイスピードプランで新規に光回線をお申込みいただく方法（以下「新規」といいます。）
 - ② NTT東日本が提供する「フレッツ光」をすでに利用されているお客さまが、当社のほかでん光 ハイスピードプランへ契約を切り替えていただく方法（以下「転用」といいます。）
 - ③ NTT東日本から卸電気通信役務の提供を受けている事業者（以下「光コラボレーション事業者」といいます。）が提供する「光コラボレーションサービス」をすでに利用されているお客さまが、当社のほかでん光 ハイスピードプランへ契約を切り替えていただく方法（以下「事業者変更（転入）」といいます。）
- ・ ほかでん光 ハイスピードプランではMAP-E方式のIPv4 over IPv6接続を提供いたします。
- ・ ほかでん光 ハイスピードプランでは、当社によるメールサービスの提供、付与はありません。

■通信速度について

ほかでん光 ハイスピードプランの通信速度は、下り最大10Gbps／上り最大10Gbpsです。

※ 「10Gbps」という通信速度は、ネットワークから宅内終端装置へ提供する技術規格上の最大速度です。本技術規格において、通信品質確保などに必要なデータが付与されるため、実際の通信速度の最大値は、技術規格上の最大値より十数%程度低下します。また、お客さまのご利用環境（端末機器の仕様など）や回線の混雑状況などにより大幅低下することがあります。

■料金等について

ほかでん光 ハイスピードプランの料金およびその他の費用（料金等）として、ほかでん光 ハイスピードプランの基本月額料金に加え、工事費および手続きに関する料金を請求いたします。また、解約の際には、契約解除料および機器損害金を請求させていただく場合があります。料金等の詳細については、「契約内容の変更または解約について」および別表「料金表・工事費・手数料など」をご参照ください。

■サービスを申込むにあたっての注意事項

<料金に関する注意事項>

- ・ ご利用場所の状況により、お申込み時に選択された回線のタイプと、実際に開通した際の回線のタイプが異なる場合があります。その場合、表示の料金と実際のご請求金額が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 新設工事費のうち、派遣工事かつ屋内配線工事を新設する工事の工事費または派遣工事かつ屋内配線工事を新設しない工事の工事費は、30回の分割払いとなり、新設工事費のうち無派遣工事の工事費または新設工事費以外の工事費は、一括払いによりお支払いいただきます。
- ・ 分割払いの期間中に ほかでん光 ハイスピードプランを解約（事業者変更（転出）による解約や当社の提供する他のインターネットサービスへの変更を含みます。）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求いたします。
- ・ 工事費は、工事の着手時点で発生し、当該工事着手時点以降サービス開始日まで、契約の解除または工事のお申込みのキャンセルがあった場合、その工事に要した費用をお支払いいただくことがあります。
- ・ 転用の場合で、NTT東日本へ開通工事費用を分割払いしており、ほかでん光 ハイスピードプランの提供開始日時点において、すべての分割払い金のお支払いを完了していないとき、その未払いの分割払い金に係る債権を当社がNTT東日本より譲り受けるとともに、すべての期限の利益を放棄いただくことで直ちに支払義務が発生し、当社よりその全額について一括で請求することに同意していただきます。また、当該債権がほかでん光 ハイスピードプラン・ほかでん光 スタンダードプラン契約約款にもとづき取り扱われることについても、あわせて承諾していただきます。ほかでん光 ハイスピードプラン・ほかでん光 スタンダードプラン契約約款にもとづき、当社は当該債権を、ほかでん光 ハイスピードプランの料金の取扱いに準じて取り扱います（初期契約解除の場合は当該債権も請求されます。）。当社は、債権譲渡に伴い取得するお客さま情報を、「個人情報の取扱いについて」に記載の利用目的に従い取り扱います。
- ・ お客さまは、お客さまの責めによらない理由により、そのIP通信網サービスをまったく利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときを除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金をお支払いいただきます。
- ・ 解約月は、月額料金満額のご請求となります。月の途中で解約された場合でも料金の日割り計算は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

<お申込みに関する注意事項>

- ・ ほかでん光 ハイスピードプランの提供可能エリア内であっても、建物、周囲の環境、建物設備の状況などによりほかでん光 ハイスピードプランを提供出来ない場合があります。
- ・ 新規の場合、受付後の設備状況確認の結果などにより、お申込み時の内容と異なる回線タイプが適用される場合があります。すでにNTT東日本のフレッツ光をご利用中の場合は、原則として、現在ご利用中の回線タイプが適用されます。

<ご利用機器条件>

- ・ ほくでん光 ハイスピードプランのご利用には、「v6プラス」対応かつ「10ギガ」対応ルーター機器が必要となり、次のいずれかの方法でご準備していただきます。
 - ① お客さまご自身で費用負担し、市販ルーターをご用意いただく方法
 - ② 当社が貸与する方法
 - ③ ほくでん光でんわの契約にもとづき、当社が貸与する光電話対応機器（ホームゲートウェイ）をご利用いただく方法※ 「v6プラス」は、株式会社JPIXの登録商標です。
- ・ お客さまご自身でご用意された市販ルーターの故障および不具合等はお客さまご自身で対処いただくものとし、各種費用についてはお客さまご自身で負担していただきます。

<NTT東日本の提供するオプションサービスについて（転用・事業者変更）>

- ・ NTT東日本の提供するオプションサービス「ひかり電話」、「フレッツ・テレビ」をNTT東日本または変更元の光コラボレーション事業者でご利用の場合は、ほくでん光 ハイスピードプランへの転用または事業者変更（転入）に伴い当社が提供する「ほくでん光でんわ」、「ほくでん光テレビ」にて継続してご利用いただけます。この場合、これらのサービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。詳細は各サービスの重要事項説明書をご確認ください。
- ・ 上記以外のほくでん光 ハイスピードプランにて提供していない「フレッツ光」の設備を使ったオプションサービスにつきましては、光コラボレーションモデルにてご利用いただけないものを除き、NTT東日本との直接契約となります。そのため、月額利用料はNTT東日本からの請求となります。NTT東日本と直接契約となるオプションサービスの提供条件等は、NTT東日本のホームページをご確認ください。
- ・ 当社へ転用または事業者変更（転入）後、ほくでん光 ハイスピードプランを解約（事業者変更（転出）を除きます）した場合、NTT東日本の提供するオプションサービスも解約となります。

<工事について>

- ・ 新規の場合、光回線の工事が必要となります。工事は、お客さま宅の環境によって工事担当者が訪問して行なう派遣工事と工事担当者が訪問せずお客さまにて機器などを設置する無派遣工事があります。
- ・ 工事の内容および日程は、お申込み後に追って担当者よりご連絡します。工事の予定が混み合っている場合、お客さまの希望日時に工事ができない場合があります。
- ・ 新規の場合で光ファイバーが敷設されていないとき、光ファイバーをお客さまの建物に引き込む工事が必要となります。賃貸住宅等で建物の所有者様がお客さまと異なる場合は、あらかじめオーナー様など建物の所有者様の承諾を取得ください。承諾がない場合や、施工方法等の工事実施にもとづく所有者様とのトラブルに関し、当社は責任を負いません。
- ・ 光ケーブルの引き込み方法などは、お客さまのご希望に添えない場合があります。
- ・ 建物内の工事において、既設の引き込み口が利用できない等やむをえない場合に限り、外壁に穴あけ・貫通等の施工を行なうことがあります。実際の施工内容は工事当日にご案内いたします。お客さまご希望の施工方法によっては、追加料金が発生する場合があります。

<利用制限について>

- ・ 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- ・ 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- ・ 当社は、お客さまの利用の公平を確保し、ほくでん光 ハイスピードプランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行なわれる通信について速度や通信量を制限することがあります。

<その他の注意事項>

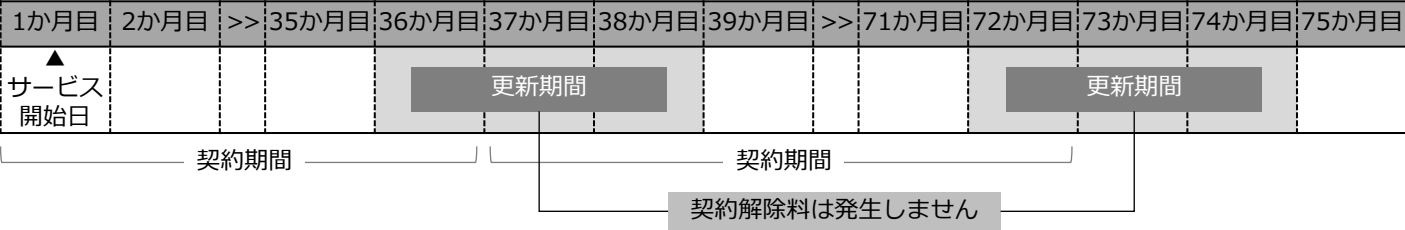
- ・ 新規の場合で、現在他社のインターネットアクセス回線、プロバイダなどをご利用中のときは、お客さま自身にて解約手続きをお願いいたします。
- ・ 停電時、障害発生時等の場合には、ほくでん光 ハイスピードプランをご利用いただけません。
- ・ NTT東日本の設備メンテナンス等のため、ほくでん光 ハイスピードプランの提供を一時中断する場合があります。
- ・ 転用または事業者変更（転入）の場合で、現在他のプロバイダにてIPv6 IPoE方式サービスを利用している場合、ご利用中のIPv6 IPoEサービスが解約されるまで、ほくでん光 ハイスピードプランのMAP-E方式のIPv4 over IPv6接続の開通手続きを進めることができません。他のプロバイダを解約されていないことが原因で、転用・事業者変更（転入）完了日以降も、ほくでん光 ハイスピードプランのMAP-E方式のIPv4 over IPv6接続の開通ができない場合は、お客さまよりご利用中のプロバイダへ解約手続きをお申し出ください。なお、現在ご利用中のインターネット接続サービスがIPoE方式接続のみ（IPv4 over IPv6を含みます。）の場合は、現在ご利用中の事業者によるIPoEサービスの停止から、ほくでん光 ハイスピードプランのMAP-E方式のIPv4 over IPv6接続への切り替えまでに数時間以上を要し、その間インターネットへの接続ができなくなる場合があります。

■ 定期契約について

- ・ ほくでん光 ハイスピードプラン（3年定期契約）の契約期間は、ほくでん光 ハイスピードプランの提供が新たに開始された日が属する月（以下「提供開始月」といいます。）から起算して3年間です。お客さまが契約期間満了月から起算して3か月の間（以下「更新期間」といいます。）に解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、3年間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されます。

- ・ 契約期間中にお客さまが解約を行なう場合および当社が契約の解除を行なう場合（お客さまの責めとならない理由による場合を除きます）は、原則として、契約解除料を請求いたします。ただし、次に該当する場合は、お客さまは契約解除料のお支払いは不要です。
 - (1) お客さまが引き続き転居先で当社との間でインターネットサービスの契約を行なう場合
 - (2) お客さまが電気通信事業法の規定にもとづく初期契約解除を行なう場合
 - (3) 更新期間の間に契約を解除する場合
 - (4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合

【ほくでん光 ハイスピードプラン（3年定期契約）】



■ 料金の計算およびお支払いについて

サービス開始日	回線工事完了後、当社が別途定める日
サービス開始月等の基本月額料金の課金	サービス開始月より、基本月額料金が発生いたします。ただし、サービス開始日が当該月の中途であった場合には、その利用日数に応じて月額料金を日割計算します。
解約月の基本月額料金の課金	解約日を含む月は、1月分の基本月額料金が発生いたします。（月の途中で解約されても料金の日割計算は行ないません。）

- ・ お客さまは、当社がほくでん光 ハイスピードプランの提供を開始した日から起算して、ご契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、ご利用料金をお支払いいただきます。
- ・ 当社は、料金月（毎月1日から末日までの期間）に従ってご利用料金の計算を行ないます。
- ・ ご利用料金は、マイページでご確認いただけます。マイページのログイン方法については、ご契約成立後に交付いたします「開通のご案内」をご確認ください。

■ 料金割引等の特典について

- ・ ほくでん光 ハイスピードプランに適用される料金割引等の特典の詳細は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン料金割引等に関する規約に定めます。
- ・ 料金割引等の特典の割引期間が満了したとき、その適用を終了します。当社は、お客さまが料金割引等の特典の適用条件を満たさなくなった場合（ほくでん光 ハイスピードプランを解約（当社の提供する他のインターネットサービスへの変更を含みます。）される場合を含みます。）、料金割引等の特典の適用を終了します。この場合、当社から料金割引等の特典の適用が終了する事について告知は行ないません。また、ほくでん光 ハイスピードプランの解約を申し出された後に（当社が行なう解約を含みます。）、料金割引等の特典のお申込みがあった場合、当社は当該料金割引等の特典を適用いたしません。

<新設工事費相当額割引>

- (1) ほくでん光 ハイスピードプランの新設工事費のお支払いが発生し、当該工事が派遣工事であり、ほくでん光 ハイスピードプランの提供が新たに開始された場合、新設工事費の分割払いが開始する月を1か月目として、別表「料金表・工事費・手数料など」に定める割引期間の間、同表に定める割引額を、ほくでん光 ハイスピードプランの基本月額料金から割引いたします。
- (2) 当社は、お客さまが過去同一の場所において ほくでん光 ハイスピードプランをご利用している場合、新設工事費相当額割引を適用いたしません。

■ 契約内容の変更または解約について

- ・ 契約内容の変更または解約の際は、ほくでん光サポートセンター（0570-032-108）までご連絡ください。
 - ※ 解約は、「ほくでん光」解約のお申込みフォーム(https://req.qubo.jp/hepco_newplan/form/internetcancel)でも受付しております。後日お電話にて解約手続きをいたします。お電話が繋がらない場合、解約手続きは完了いたしません。
- ・ お客さまの氏名、住所またはご連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

<解約時の条件等>

- ・ 工事費の分割払期間（30か月の分割払い）中に解約（当社の提供する他のインターネットサービスへの変更を含みます。）される場合は、お支払いいただいていない工事費の残債額を一括で請求いたします。
- ・ ほくでん光 ハイスピードプランの契約期間中に解約をされる場合は、別表「料金表・工事費・手数料など」に定める契約解除料を請求いたします。

<撤去工事について>

- ・ 光ファイバー回線などの撤去工事が必要な場合は、当社から解約についてのご連絡時にご案内いたします。
- ・ 撤去工事が必要な場合は、ご連絡時に工事日の調整をいたします。工事費が発生する場合は、あわせてご案内いたします。
- ・ 撤去工事が必要な場合は、回線終端装置の取り外しは工事の際に行ないますのでお客さまご自身で回線終端装置を取り外したり、廃棄したりしないようお願いいたします。
- ※ 回線終端装置に接続されている光ファイバケーブルを取り外して、断芯箇所に触れたりのぞき込んだりするのは大変危険ですので、おやめください。
- ※ 撤去工事が必要な場合、解約日は当社が撤去工事の完了を確認した月（以下「退会完了月」といいます。）の末日となります。退会完了月まで月額基本料金を含むすべての料金が継続して発生しますのでご注意ください。（撤去工事の実施までは、引き続きほくでん光 ハイスピードプランをご利用いただけます。）
- ※ お引越しされる場合は、ほくでん光サポートセンターへご連絡ください。現在のご住所での撤去工事や利用機器の返却、移転先住所での光回線開通工事などが必要となりますので、お引越しが決まりましたらお早めにご連絡ください。
- ※ 引越しの手続きまたは解約の手続きが行なわれなままお客さまが引越しをされたことに起因し、次の入居者様がインターネット接続サービスを申込みないなどの事象が発生した際、別途必要な工事などの費用をお客さまに請求する場合があります。

<機器の返却について>

- ・ 撤去工事の必要がない場合は、お客さまご自身で回線終端装置などの設置機器をご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願いします。なお、機器の返却期日は解約日の属する月の翌月末となります。（ただし、当社が行なう契約解除の場合、解約日の属する月の月末となります。）
- ・ 返却期日を経過してもご返却がないときは、機器損害金をお支払いいただく場合がございます。機器損害金については、別途算定する実費といたします。
- ※ 撤去工事を行なう場合は工事業者が当該機器を回収しますので、お客さまご自身でご返却いただく必要はありません。

<事業者変更（転出）に伴う解約について>

- ・ 事業者変更（転出）に伴い、ほくでん光 ハイスピードプランを解約しNTT東日本を含む他の光コラボレーション事業者（以下「他光コラボ事業者」といいます。）のFTTHアクセス回線へお申込みする場合は、「お客さまID」および「ひかり電話番号」を変更先事業者で継続してご利用いただけます。
- ・ 事業者変更（転出）により、当社とお客さまとの契約内容は解除となり、手続き後はお申込み先の他光コラボ事業者との契約となります。事業者変更（転出）に伴い、当社またはNTT東日本の提供するオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合、またはサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 事業者変更（転出）に伴い、ほくでん光 ハイスピードプランを解約する場合、ほくでん光サポートセンターに「事業者変更承諾番号」の取得のお申込みが必要となります。
- ・ 分割払いの期間中に事業者変更（転出）を申し込まれた場合、未払いの工事費を一括でお支払いいただきます。
 - ※ 一度事業者変更（転出）を申し込まれると、理由の如何に関わらず、未払いの工事費は一括でお支払いいただきます。
- ・ 「事業者変更承諾番号」の発行には次の条件があります。
 - ① ほくでん光 ハイスピードプランをご利用中であること
 - ※ ご利用開始前、解約受付済み、解約済み場合は、発行できません。
 - ② ほくでん光 ハイスピードプランの利用が停止されていないこと
 - ③ 当社への未払いの料金がないこと
- ・ 事業者変更（転出）により他光コラボ事業者へ切替した日（以下「事業者変更日（転出）」といいます。）にほくでん光 ハイスピードプランは自動的に解約となります。
 - ※ 事業者変更日（転出）が更新期間以外の月となる場合、契約解除料がかかります。
 - ※ 事業者変更日（転出）が属する月まで月額基本料金を含むすべての料金が継続して発生します。
- ・ 事業者変更（転出）に伴い、ほくでん光 ハイスピードプランを解約する際、お客さまの要望に応じ当社に作業等が発生した場合、事業者変更（転出）事務手数料3,300円（税込）を請求いたします。
- ・ 事業者変更（転出）に伴い、ほくでん光 ハイスピードプランを解約後、再度ほくでん光 ハイスピードプランのご利用をご希望される場合は、お客さまご自身の手続による新たな契約が必要となります。

<事業者変更（転出）に伴う機器返却について>

- ・ 事業者変更（転出）後も、変更先の他光コラボ事業者にて回線終端装置を継続してご利用いただけます。変更先の他光コラボ事業者へのお申込み内容により、返却が必要となる場合があります。詳細は変更先の他光コラボ事業者へのお申込みの際にご確認ください。
- ・ 返却が必要な場合でご返却がないときは、機器損害金をお支払いいただく場合がございます。機器損害金については、別途算定する実費といたします。

<当社が行なう契約解除・利用停止について>

- 以下の場合やその他約款等に定める事由に該当するときは、当社より事前にお知らせの上、ほくでん光 ハイスピードプランの提供を停止または契約を解除いたします。
 - ① ご利用料金または各種料金について、支払期日（ご利用月の翌月末日）を経過してもなお支払わない場合
 - ② 約款等に定める事項に反する行為があった場合
 - ③ 当社がほくでん光 ハイスピードプランの提供を終了した場合
- ※ 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合は事前の催告なしでサービスの停止および契約の解除を行なう場合があります。

■ 初期契約解除制度に関するご案内

1. ほくでん光 ハイスピードプランは、電気通信事業法の規定にもとづく初期契約解除制度の対象です。
2. ご契約成立後に交付いたします「開通のご案内」をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行なうことができます。この効力は、お客さまが書面を発送した時に生じます。
3. 当社または媒介等業務受託者が、初期契約解除制度について事実と異なる説明をしたことにより、その内容をお客さまが事実と誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて契約の解除を行なうことができる旨を記載した書面を交付いたします。当書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。この効力は、お客さまが書面を発送した時に生じます。
4. お客さまは、任意の書面に次の内容を記載のうえ、当社へ郵送することにより、上記2または3における契約の解除を行なうことができます。なお、記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記等により当社に書面が到達しない場合等、その他当社の責めとならない理由による場合は、契約の解除ができないことがあります。
 - 【書面への記載事項】
 - ①「開通のご案内」の受領日、②事業者ユーザーコード、③設置先住所、④ご契約名義、⑤ご連絡先
 - ⑥解除を希望されるサービス名称、⑦初期契約解除制度により契約の解除を希望すること
 - 【郵送先】
北海道電力株式会社 ほくでん光サービス受付担当
〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地 北海道電力株式会社内
5. 上記2または3により契約の解除を行なう場合の対価請求額等の取扱いは、次のとおりです。
 - (1) 対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除いて、損害賠償または違約金その他金銭等を請求されることはありません。
 - (2) 対価請求額として、契約を解除するまでの期間において提供を受けた電気通信役務の料金その他の経費（利用した期間に応じた基本月額料金、追加工事費、回線撤去工事費等）、契約事務手数料3,300円（税込）、ならびに既に工事が実施された場合の新設工事費および土日祝追加工事費3,300円（税込）は請求されます。
 - ※ 各種料金については、別表「料金表・工事費・手数料など」をご確認ください。
 - (3) 契約に関連して当社が金銭等を既に受領している際には、対価請求額を除きお客さまに返還いたします。
6. 初期契約解除制度により契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんのであらかじめご了承ください。これまで利用されていた他社サービスのご利用を希望される場合はお客さまご自身でのお手続きが必要となります。その際、開通工事や初期費用が必要な場合や特典・ポイント等の各種サービスが継続されない場合があります。また、当社と契約中のお客さまが契約内容を変更され、その変更について初期契約解除を行なった場合、元の契約内容に戻せないことがあります。その場合、契約全体を解約させていただきます。その他の解約に伴う注意事項につきましては、「契約内容の変更または解約について」をご確認ください。
7. 初期契約解除についてのお問い合わせは、ほくでん光サポートセンターまでお願いいたします。

■別表 料金表・工事費・手数料など

1. 基本月額料金

プラン	利用料金（税込）	備考
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）（3年定期契約）	6,500円	定期契約型プランとなり、契約期間は3年といたします。 なお、当該契約期間満了後の契約期間は同期間といたします。
ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）（3年定期契約）	6,500円	

2. 定期契約型プランの契約解除料

プラン	契約解除料（税込）
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）（3年定期契約）	6,500円
ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）（3年定期契約）	6,500円

3. 手続きに関する費用

区分	適用	料金額（税込）	単位
契約事務手数料	当社へ契約のお申込みをし、当社がこれを承諾したときにお支払いいただく手数料（プラン変更、速度変更または移転の申込みをした場合もお支払いいただきます。）	3,300円	1の手続きごとに
事業者変更（転出）事務手数料	事業者変更（転出）により契約を解除される際にお客さまの要望に応じ当社に作業等が発生した場合の手数料	3,300円	1の手続きごとに

4. 工事に関する費用

(1) 新設工事費、移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費

区分	工事費（税込）	分割払いの場合の分割払金	備考
派遣工事で屋内配線を新設する場合	22,000円	1～29回目：733円 30回目：743円	（新設工事費の場合） ・工事費は30回の分割払いにて、サービス開始日の属する月以降の毎月のご利用料金とあわせてお支払いいただきます。なお、分割手数料は無料となります。 ・工事費には、本サービス開始日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。分割払いの場合で、本サービス開始日以降に税率が変更となったときでも、分割払金は変更されません。 ・すべての分割払金のお支払いを完了していない場合で、契約を解除されるときは、お支払いを完了していない分割払金を一括してお支払いいただきます。 （移転工事費、プラン変更工事費および利用再開工事費の場合） ・工事費は一括払いにて、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・工事費には、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。
派遣工事で屋内配線を新設しない場合	11,660円	1～29回目：388円 30回目：408円	
無派遣工事	3,300円	—	（各工事費共通） ・工事費は一括払いにて、サービス開始日、移転日または工事実施日の属する月以降の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・工事費には、サービス開始日、移転日または工事実施日時点での税率にて算定される消費税相当額を含みます。

(2) 時刻指定工事費

お客さまから時刻指定工事費をお支払いいただくことを条件に、そのお客さまが指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下「指定時刻」といいます。）の施工を希望する申込みまたは申出があった場合で、当社が指定時刻にその工事を行なう場所に到着したとき（その申込みまたは申出をしたお客さまの責めとなる理由により当社が指定時刻にその工事を行なう場所に到着できなかった場合を含みます。）の工事費は、次のとおりといたします。ただし、当社の責めとならない理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。

なお、当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

指定時刻	工事費（税込）	単位
9時から16時まで	12,100円	1の工事ごとに
17時から21時まで	19,800円	1の工事ごとに
22時から翌日の8時まで	30,800円	1の工事ごとに

- (3) 土日加算工事費
 お客さまから土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日ならびに1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日をいいます。）の施工を希望する申込みまたは申出があった場合で、当社が承諾したとき、その工事に関する工事費に加算する額は、次のとおりといたします。

工事費（税込）	単位
3,300円	1の工事ごとに

- (4) 割増時間工事費
 お客さまから次に定める時間帯での施工を希望する申込みまたは申出があった場合の工事費の額は、次のとおりといたします。

時間	工事費（税込）	単位
17時から22時まで （1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日までの日にあっては8時30分から22時までといたします。）	工事費の合計額(時刻指定工事費、土日加算工事費を除きます)から1,100円を差し引いて、1.3倍を乗じた額に1,100円)を加算した額	1の工事ごとに
22時から翌日の8時30分まで	工事費の合計額(時刻指定工事費、土日加算工事費を除きます)から税込1,100円を差し引いて、1.6倍を乗じた額に1,100円を加算した額	1の工事ごとに

- (5) その他の工事費
 上記に定めのない工事について、当社が行なうことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費といたします。

5. 料金割引等の特典
 適用条件は、「料金割引等の特典について」をご確認ください。
 新設工事費相当額割引

対象サービス	工事区分	割引額（税込）	割引期間
ほくでん光 ハイスピードプラン（戸建）（3年定期契約） ほくでん光 ハイスピードプラン（集合）（3年定期契約）／	派遣工事で屋内配線を新設する場合	1回目から29回目まで 733円 30回目 743円	30か月
	派遣工事で屋内配線を新設しない場合	1回目から29回目まで 388円 30回目 408円	

6. 機器損害金
 当社が回線終端装置または端末設備を貸与している場合で、お客さまが当該回線終端装置または端末設備を紛失、毀損または当社が定める期日までに返却しなかったとき、機器損害金を当社にお支払いいただきます。
 なお、機器損害金は別に算定する実費といたします。
7. その他
 料金その他の掲載において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を四捨五入いたします。

(2024年7月16日現在)